

## 初期消火器具取扱い指導会への参加について（ご依頼）

令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では、地震発生直後に発生した 1 件の火災から、約 240 棟、4 万 9,000㎡を焼損する大規模な街区火災が発生しました。ごく近い将来の発生が危惧されている南海トラフ地震や首都直下地震など、本市においても、甚大な被害が予想され、地震火災発生時には、地域の皆様による早期の初期消火が何よりも重要であると考えています。

このことから、地域の初期消火力の向上と火災による被害を軽減することを目的として、**初期消火器具を保有する自治会・町内会を対象とした**初期消火器具取扱い指導会を次のとおり開催しますので、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

### 1 日時・場所

令和 6 年 10 月 19 日（土） 午前 10 時 00 分から正午まで  
横浜市下水道河川局樽町ポンプ場（港北区樽町三丁目 9-11、別紙 1 参照）

### 2 依頼事項

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】初期消火器具を保有している自治会町内会は、指導会への参加をお願いします。

※ 新たに設置を検討中の自治会町内会等の参加も可能です。

### 3 実施内容

初期消火器具を使用した消火栓の操作、ホース延長及び結合、筒先から放水までの一連の操作をご指導させていただきます。

### 4 主催

港北消防署、港北火災予防協会

### 5 申し込み方法

ご参加いただける場合は、港北消防署総務・予防課予防担当宛て電話連絡、Eメールもしくは別紙 2 申込書を FAX にて **令和 6 年 9 月 30 日（月）** までにお申し込みください。

### 6 その他

(1) 初期消火器具等整備費補助金交付要綱第 3 条に基づき、補助金の交付対象団体は、訓練等を定期的実施できる町内会等と定められています。該当自治会町内会におかれましては、今回の指導会への参加若しくは、別途、年 1 回以上の訓練実施をお願いします。

(2) 資機材（スタンドパイプ、ホースなど）の準備は消防署で実施します。

(3) お車でのご来場は可能ですが、駐車スペースが限られているため、乗り合いでご来場いただくようご協力をお願いします。

#### 【初期消火器具】

放水時写真



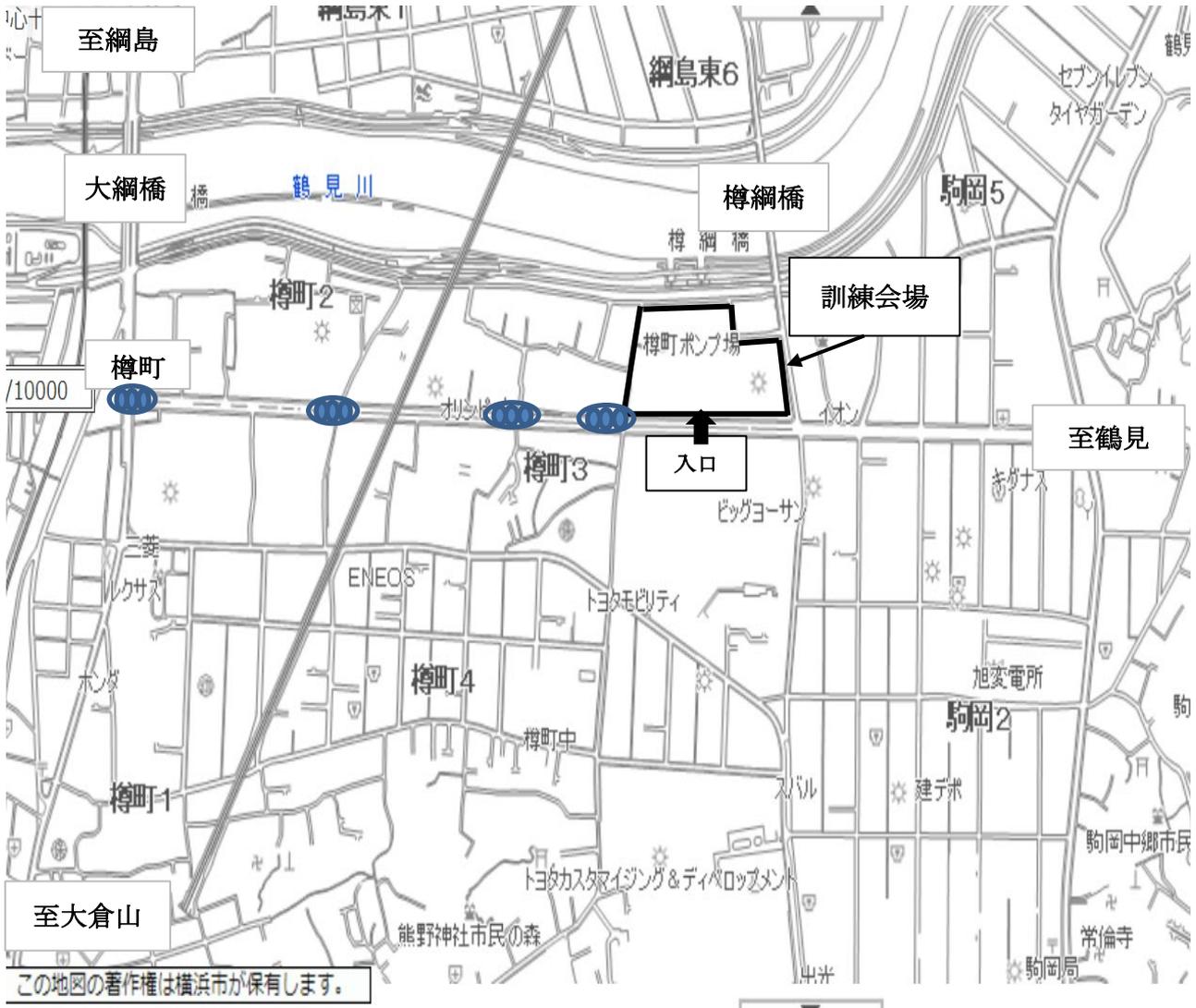
スタンドパイプ式  
初期消火器具



初期消火箱



樽町ポンプ場 案内図



港 北 区 初 期 消 火 器 具 指 導 会 参 加 申 込 書
--------------------------------------

自治会・町内会名	
代表者名	
連絡先	

締切日 令和6年9月30日（月）まで

申し込みは、電話連絡、FAXまたはメールのいずれかでお申込みください。

- 電話連絡及びFAX：045-546-0119
- メールアドレス：[sy-kohoku-sy@city.yokohama.lg.jp](mailto:sy-kohoku-sy@city.yokohama.lg.jp)

※ ご不明な点は、下記担当までご連絡をお願いします。

**【担当】**  
港北消防署総務・予防課予防係  
山本・金井  
電話：045-546-0119